

# 大河原町集会所使用料一覧

施行期日：平成 26 年 4 月 1 日より

○集会所使用料については次のとおりとする。

## 【大河原町集会所設置及び管理に関する条例第 5 条】

区 分	定額使用料金	夜間割増料金	摘 要
5 時間未満	1,400 円	320 円	1. 使用することができる時間は午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、町長が特に認める場合を除く。 2. 午後 7 時以降の使用については、夜間割増料金を加算するものとする。
5 時間以上	2,100 円		

○使用料の減免については次のとおりとする。

## 【大河原町集会所設置及び管理に関する条例第 6 条及び大河原町集会所設置及び管理に関する規則第 6 条】

区 分	減免の割合
(1)町の事業として使用するとき。	100 分の 100
(2)官公署及び公共団体が公共のために使用するとき。	100 分の 100
(3)前各号に掲げるもののほか、町長が特別の事由があると認める場合。	町長が定める割合 (注 1)

○(注 1)の町長が特別の事由があると認める場合の減免割合

## 【大河原町集会所管理に関する内規第 2 条】

区 分	減免の割合
(1)行政区関係(総会・役員会・班会議・婦人会役員会・町行事に参加するための区会合及び町行事後の区の反省会等)	100 分の 100
(2)防犯協会、防火クラブ、納税組合関係(総会・役員会・研修会等)	100 分の 100
(3)小中学校 PTA、子ども会関係(総会・集会・勉強会・スポーツクラブ等)	100 分の 100
(4)老人会、社会福祉協議会の地域福祉活動業関係(老人会活動・いきいきふれあいサロン等)	100 分の 100
(5)大河原町文化協会加盟団体、大河原婦人会加盟団体	定額使用料金の 100 分の 80 (注 2)

○(注 2)の大河原町文化協会及び大河原婦人会加盟団体の使用料金

## 【減免後の使用料金】

区 分	定額使用料金	夜間割増料金	摘 要
5 時間未満	280 円	320 円	1.使用することができる時間は午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、町長が特に認める場合を除く。 2.午後 7 時以降の使用については、夜間割増料金を加算するものとする。
5 時間以上	420 円		

○使用料が有料となるものの例

- ・契約講
- ・青年会
- ・農協関係
- ・スポーツ愛好会
- ・任意の各種愛好会、教室(カラオケ、ダンス、ゲートボール等)
- ・商店会
- ・区の一部の人が加入している組合(土地改良組合等)
- ・私立の保育所等の打合せ、総会等
- ・高等学校 PTA の打合せ、総会等

○集会所は「住民の福祉に寄与する」ことを目的とし設置していることから、企業等の営利目的、宗教団体、その他住民の福祉に寄与するものではないと判断されるものについては施設の使用を許可しないものとする。